

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月8日

静岡県公安委員会委員長 外山弘 宰

1 実施日時、実施場所及び定員

(1) 実施日時

令和4年2月16日（水）から同年2月21日（月）までの4日間

土曜日及び日曜日を除く、各日の午前9時から午後5時まで（ただし、21日は考査等終了まで。）。

(2) 実施場所

静岡市葵区鷹匠三丁目6番1号

静岡県職員会館2階第2会議室

(3) 定員

20人

2 受講手続等

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、次により事前に申込みを行うこと。

ア 申込期間

令和3年12月6日（月）から同年12月17日（金）までの間

（土曜日及び日曜日を除く、各日の午前9時から午後4時まで。）

イ 申込方法

県内各警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に備付けの書面により、申込みを行うこと。

(2) 申請手続

ア 受講対象者の決定

前記(1)の規定による事前申込みをした者の数が定員を超えた場合には、受講対象者を抽選により決定する。

イ 事前申込みをした者に対し、事前申込みをした警察署から同人の抽選結果等を通知する。

ウ 受講申込書の提出

受講対象者は、講習の初日の午前8時30分から、前記1(2)の場所において、機械警備業務管理者講習受講申込書1通を提出して申請すること。

3 手数料及び納付方法

(1) 手数料

39,000円

(2) 納付方法

受講申込書の提出の際、静岡県収入証紙により納付する。

静岡県収入証紙は、受講申込受付会場で購入できないので事前に準備すること。

4 講習の委託

この講習は、一般社団法人静岡県警備業協会（静岡市葵区両替町一丁目4番地の15）に委託して行う。

5 その他

- (1) 受講対象者は、自己の本籍、氏名等を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (2) 講習の実施場所には、午前8時50分までに集合すること。ただし、講習初日は午前8時30分までに集合すること。
- (3) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染防止のため、マスクを着用すること。
- (5) 講習についての問合せは、静岡県警察本部生活安全部生活保安課（電話番号 054—271—0110 内線 711—3175、3176）へ行うこと。